

## 北海道告示第 11173 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 7 年 11 月 4 日までに北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 7 年 7 月 2 日

北海道知事 鈴木 直道

### 1 届出事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ網走店

網走市つくしヶ丘 4 丁目 88-14 ほか

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダホールディングス 代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

#### (3) 変更しようとする事項

##### ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,495 平方メートル

(変更後) 1,914 平方メートル

##### イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

###### (ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 57 台

(変更後) 34 台

#### (4) 変更する年月日

令和 8 年 2 月 6 日

#### (5) 変更する理由

小売業を行う者の変更により、店舗面積の増床を要するため。

### 2 届出年月日

令和 7 年 6 月 5 日

### 3 届出書等の縦覧

#### (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課

#### (2) 縦覧期間

令和 7 年 7 月 2 日（水）から令和 7 年 11 月 4 日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

#### (3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

#### (4) その他

縦覧については、網走市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については網走市へ問い合わせること。